



入札（見積）及び契約心得

航空自衛隊

第2航空団基地業務群
会計隊契約班

目 次

第1	目的	1
第2	通則	1
第3	押印の省略	1
第4	登録	1
第5	暴力団排除に関する誓約事項	1
第6	公告等	1
第7	説明会	2
第8	入札等	2
第9	無効入札	4
第10	開札及び落札	4
第11	契約の締結	5
第12	契約保証金	5
第13	納期（履行）遅延	6
第14	契約解除	6
第15	不当介入を受けた場合の措置	6
第16	支払	6
第17	人権尊重の取組	7
第18	その他	7
附則		7

第1 目的

この心得は、航空自衛隊第2航空団契約担当官（以下「契約担当官」という。）と請負、売買、その他契約について入札（見積）に参加しようとする者、契約を締結しようとする者及び契約を締結した者（以下「相手方」という。）が承知し、かつ、遵守すべき事項を定め、契約の締結及び履行を円滑に行うことを目的とする。

第2 通則

相手方は、この心得を熟読の上、入札（見積）及び契約の締結に当たり、これらに関する義務の履行又は権利の行使にあたらなければならない。

第3 押印の省略

相手方は、この心得で示した書類または契約担当官が別示した書類について、その一部の提出書類における押印を省略できる。（「お知らせ【一部の提出書類における押印省略について】令和4年7月1日」参照）。

ただし、押印を省略する場合は、「お知らせ」に示した記載要領等を厳守するものとする。

第4 登録

相手方となるためには、全省庁統一資格の資格審査結果通知書の交付を受けた者、又は防衛省整備計画局建設制度官が発行する資格審査結果通知書の交付を受けた者でなければならない。ただし、随意契約による場合又は契約担当官が必要と認めた場合は、この限りではない。

第5 暴力団排除に関する誓約事項

相手方は、入札等により定められた入札に参加し又は随意契約の商議に応じる際、防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書（以下「合意書」という。）に基づき、入札書又は見積書の提出を以って、別紙第1「暴力団排除に関する誓約事項」を誓約したものとする。

なお、誓約を拒否する相手方は、入札に参加すること及び随意契約の相手方となることができない。

第6 公告等

競争入札、公募及び企画競争方式による競争に付する場合は、次に掲げる事項を記載した公告・入札（見積）通知又は公示（以下「公告等」という。）が入札日時の前日から起算して、少なくとも10日前までに次項に掲げる場所等を基準に掲示される。但し、緊急を要するとき又は再度公告入札を実施する場合は、その期間を5日前までに短縮することがある。

(1) 公告・入札通知の記載事項

ア 競争入札に付する事項

イ 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ウ 契約条項等を示す場所
- エ 競争執行の場所及び日時
- オ 保証金に関する事項
- カ 入札の無効に関する事項
- キ 契約書作成の要否
- ク その他必要な事項

(2) 公示の記載事項

- ア 公募又は企画競争に付する事項
- イ 競争に応募できる者の資格に関する事項
- ウ 提出する資料等に関する事項
- エ 競争執行の場所及び日時
- オ 応募に当たっての留意事項
- カ その他必要な事項

2 掲示場所（基準）

- (1) 第2航空団（千歳）会計隊事務室前
 - (2) 航空自衛隊千歳基地ホームページ（調達情報）
 - (3) 第45警戒隊（当別）、第18警戒隊（稚内）、第26警戒隊（根室）、第28警戒隊（網走）、第29警戒隊（奥尻島）、第36警戒隊（襟裳）、第11高射隊（長沼）、第20高射隊（八雲）それぞれの分屯基地掲示板
 - (4) 前3号が所在する各市町村の商工会議所
 - (5) 陸上自衛隊北千歳駐屯地会計隊事務室掲示板
 - (6) 陸上自衛隊南恵庭駐屯地会計隊事務室掲示板
- なお、本項第1号、第2号は、常時掲示場所である。

- 3 指名競争に付し又は随意契約による場合には、第1項第1号に掲げる事項（ただし、第1号イを除く。）を入札（見積）通知書により相手方に直接通知する。

第7 説明会

契約の目的に関して書面によることができない事項、誤解を生じやすい事項について明らかにし、将来の紛争を避けるため必要がある場合に説明会を実施する。説明会の開催日時、開催場所等、必要事項等は公告等に記載する。ただし、説明会を実施しない場合でも公告等及び仕様書の内容について、照会に応じる。

第8 入札等

公告等で定められた入札に参加し又は随意契約の商議に応じる場合は、当該公告等に定められた日時及び場所に印鑑、筆記具、競争参加資格結果通知書の写し（既に提出している場合を除く）、入札書、必要な場合は委任状を持参するものとする。

- 2 代理人を差し向ける場合は、当該契約の目的について、経験、知識及び技術等を

有し、かつ入札等価格算定能力を有すると委任者が認める者とする。

3 入札参加者が代理人である場合には、次に掲げる内容が記載され、かつ委任者及び代理人双方が記名押印した委任状を提出しなければならない。また、身分を証明するもの（社員証や免許証の顔写真付き）を併せて提示する。

- (1) 代理人の氏名
- (2) 入札件名
- (3) 委任された権限
入札又は見積金額に関する権限に限る。
- (4) 委任期間
- (5) 委任者の住所及び氏名
- (6) 提出する宛先（契約担当官の官職氏名）

4 相手方は、一旦提出した入札書の取替、変更又は取消しをすることはできない。ただし、入札日時以前に送付された入札書の引換え又は取消しは可能である。

5 入札の日時に遅れた場合、相手方は入札に参加することはできない。ただし、事前連絡により遅れる理由が天災地変、その他相手方の責に帰しがたい理由のため、契約担当官がやむを得ないと判断した場合に限り、入札参加者の同意のもと、入札時間を変更することがある。

6 契約担当官が郵便による入札を認めた場合で、郵便により入札に参加しようとする相手方は、公告に記載された照会先の担当者（以下「担当者」という。）へ郵便による入札参加を伝えるとともに、次に掲げる事項を厳守し入札書を郵送するものとする。

なお、郵送による入札の参加において再入札となった場合は、辞退したものととして取り扱う。

- (1) 入札書を内封筒に封入し、外封筒の表面に「入札書在中」と朱書きする。
- (2) 入札期日の前日までに到着するように契約担当宛てに送付する。
- (3) 原則として、普通書留等、書類着達が確実に確認できる送付方法とすること。

なお、普通郵便等、書類着達が確認できない方法による入札書の送付も有効として扱うが、送付にあたって相手側は、書類の紛失等が生じた場合でも契約担当官は一切の責任を負わない旨を了承したうえで送付すること。

7 工事に係る入札の内訳

工事に係る入札に参加する全ての入札参加者は、初回の入札に限り、入札金額の内訳を記載した入札書を提出するものとする。

なお、入札金額の内訳は、別葉とすることを妨げない。

8 入札室への入室は、入札日時の15分前からとする。

9 入札室内での私語は、厳禁とする。

10 再入札時の途中退出は、原則として認めない。

11 同等品申請

(1) 相手方は、公告等により定められた入札に参加し又は随意契約の商議に応じる際同等品により応札する場合は、当該公告等に定められた期日までに同等品確認申請書を契約担当官宛てに提出しなければならない。

(2) 前号に基づき提出された同等品確認申請書は、該当する分任物品管理官の審査を経て同等品確認結果通知書により、同等品での応札の可否について、契約担当官が通知する。

12 納入品

仕様書において特に指定のない限り、新品による納入とする。

第9 無効入札

次の各号の一に該当する入札等は無効とする。

(1) 競争参加に必要な資格を有していない者のなした入札

(2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者又は所定の額に達しない者

(3) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札

(4) 郵便による入札を認めない場合の郵便による入札

(5) 総額（単価）で決定すべき入札の場合に、総額（単価）の入札金額の未記入

(6) 談合等により、他人の競争入札を妨げた者又は担当者の職務を妨害した者

(7) 入札に関する条件に違反した場合

(8) 同一事項について、一人が二通以上の入札書を同時に提出した場合

(9) 代理入札の場合、委任状を持参しない代理人のなした入札

(10) 入札書の記載事項及び入札金額が不明又は不明瞭な入札

(11) 入札金額（親金額）が訂正された入札書

2 第8章第7項による工事の内訳書を提出した場合は、入札前、入札後落札決定前における内訳書の確認及び次の各号の一に該当する入札等は無効とする。

(1) 入札書の提出者名の誤記

(2) 工事件名の誤記

(3) 内訳書の全部又は一部の未提出

(4) 内訳書の未記載

(5) 他の入札参加者の内容を手入しての使用

第10 開札及び落札

開札は、入札執行の場所で入札者の目で行い、落札金額、落札者を明らかにする。

2 落札者は、入札者のうちで予定価格の制限内で最低（売払いについては最高）の

入札金額により入札を行った者を相手方とする。

- 3 落札者となるべき同価の入札を行った相手方が2人以上あり、いずれも入札執行の場所にいる場合は、直ちにくじで落札者を決定する。また、郵便による入札を行った者がいる場合は、郵便入札者に代わり入札事務に関係のない者が直ちにくじで落札者を決定する。
- 4 開札の結果、入札価格が予定価格の制限に達しない場合は、直ちに再度の入札を実施する場合がある。
- 5 会計法第29条の6第1項ただし書きの規定に該当する入札が行われたと契約担当官が判断し、次のいずれかに該当するときは、最低価格の入札金額であっても落札者としなければならないことがある。
 - (1) 予定価格に比べて入札金額が著しく低いことにより、その入札金額では当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。
 - (2) 最低価格の入札者と契約を結ぶことが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき。
- 6 前項第1号に該当する場合で、契約担当官が低入札価格調査を行う場合、当該入札者は、低入札価格調査に応じるものとする。
 - (1) 入札者は、契約担当官が入札価格の内訳書等の資料等の提出を求めた場合、必要な資料等を提出しなければならない。
 - (2) 入札者が、契約担当官が求める資料等を提出しない場合又は提出された資料等が不十分である場合は、入札者に対し説明を求めることがある。
 - (3) 入札者が、契約担当官が求める資料等を提出しない場合及び説明に応じない場合は、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるものとして落札者としなければならない場合がある。

第11 契約の締結

相手方は落札決定後、契約担当官の指定する日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

1 契約書

契約書の内容は、契約の目的、契約金額、履行期限（納期）、契約保証金、履行の場所（納地）その他必要事項について記載し、記載後その内容を契約担当官及び契約の相手方双方にて確認を行い、記名押印のうえ1通ずつを契約の証拠として保有する。

2 請書

契約金額が250万円を超えない契約については、契約書に代えて請書とすることができるものとし、契約担当官の指定する日までに提出するものとする。ただし、契約金額が100万円未満の契約かつ契約担当官が必要でないと認めた場合については、請書の作成を省略することができる。

3 印紙の貼付

契約の内容により印紙税法の適用を受ける場合は、契約書又は請書に、印紙税法に定める契約金額に応じた印紙を貼付しなければならない。

第12 契約保証金

相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。なお、相手方が契約上の義務を履行しないときは、納付した契約保証金は国庫に帰属する。

- 2 契約保証金の納付を免除された場合において、相手方が契約を履行しないときは、契約金額の100分の10以上を違約金として支払うものとする。

第13 納期（履行）遅延

相手方は、定められた納期若しくは履行期限を過ぎて、契約物品を納入又は履行を完了するおそれがある場合には、協議により納期（履行）遅延申請書及び理由書を契約担当官へ提出し、承認を受けなければならない。

- 2 納期（履行）遅延の理由が相手方の責による場合は、航空自衛隊標準契約条項等に規定する遅延料を支払うものとする。

なお、本項は、契約書又は請書の徴取を省略したものについても適用する。

第14 契約解除

契約担当官は、次の各号の一に該当する場合は、契約の一部又は全部を解除することがある。

- (1) 相手方が天災地変、その他相手方の責に帰しがたい理由以外で、契約の解除を申し出たとき。
- (2) 相手方が着手時期を過ぎても、この契約の履行を行わないとき。
- (3) 相手方が契約上の義務に違反したことにより目的を達する見込みがないとき。
- (4) 第4の誓約事項に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が発覚したとき。

- 2 前項第2号から第4号により、契約の一部又は全部を解除された場合は、当該契約に適用した航空自衛隊標準契約条項等に規定する違約金を支払うものとする。

なお、本項は、契約書又は請書の徴取を省略したものについても適用する。

第15 不当介入を受けた場合の措置

相手方は、自ら又は下請負者等が別紙第2「暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者（以下「排除対象者」という。）」に示す排除対象者による不当介入を受けたことを認知した場合には、直ちに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うこと、並びに契約担当官へ別紙様式「排除対象者による不当介入の概要」により報告を行うものとする。

第16 支払

- 1 相手方は、納品又は履行完了後、速やかに請求書を分任資金前渡官吏宛てに提出するものとする。
- 2 支払の時期は、分任資金前渡官吏が相手方から適法な請求書を受領してから、下表に掲げる日以内とする。

形 態 \ 区 分	工 事	その他の給付
約定期間	40日以内	30日以内
特別約定期間	60日以内	45日以内
約定なし	15日以内	15日以内

第17 人権尊重の取組

相手方は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

第18 その他

この心得に明示していない事項、又は契約について疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

附則

この心得は、平成23年10月1日から適用する。

附則

この心得は、平成25年4月1日から適用する。

附則

この心得は、平成27年5月21日から適用する。

附則

この心得は、令和4年6月1日から適用する。

附則

この心得は、令和5年5月8日から適用する。

附則

この心得は、令和8年1月21日から適用する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれかにも該当しません。又、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

又、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を妨害する行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項については、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

- 1 「暴力団が実質的に経営を支配する者」とは、次に該当する者をいう。
法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき

- 2 「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (2) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(契約担当官等名)

殿

住所
会社名
代表者名

印

排除対象者による不当介入の概要

貴（契約担当官名）が発注した公共事業等において排除対象者による不当介入を受けたため、〇〇警察への通報を行ったことを併せて、下記のとおり報告致します。

契約機関等 (部課等名まで記入)	
調達要求番号等	
品名・数量	
契約金額	
不当介入に係る 行為者	
発生日時・場所	
不当介入の内容 ・被害の状況	
警察への通報、 捜査上必要な協力 についての対応状況	
その他特記事項	

注 記入要領は、付紙のとおり。

記入要領

別紙様式の各項目について、次の要領により記入する。

- 1 住所、会社名及び代表者名等については、契約書記載の内容とする。
- 2 「契約機関等」の欄には、当該契約締結の機関名（部課等名まで）を記入する。
- 3 「調達要求番号等」の欄には、調達要求書記載の「調達要求番号」又は契約書記載の「契約番号」等を記入する。
- 4 「品名・数量」の欄には、契約書に記載の「品名」又は「件名」等を記入する。
- 5 「契約金額」の欄には、契約金額及び変更契約をした場合は変更契約金額を記入する。
- 6 「不当介入に係る行為者」の欄には、（住所、氏名）を記入する。
- 7 「発生日時・場所」の欄には、不当介入を受けた日時・場所を記入する。
- 8 「不当介入の内容・被害の状況」の欄には、不当介入を受けた事実内容を詳細に記入する。また、不当介入により被害を受けた場合はその事実内容を詳細に記入する。
- 9 「警察への通報、捜査上必要な協力についての対応状況」の欄には、通報先の警察名、通報日時、捜査上必要な協力を行った場合はその内容を詳細に記入する。
- 10 「その他特記事項」の欄には、経緯等を把握する上で必要な事項があれば記入する。